

議案第80号

令和4年度 守谷市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度守谷市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年12月5日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案 80号	頁数 1
-----------	---------

第 1 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水施設汚泥運搬業務委託（令和4年度）	令和4年度から令和5年度	2,409

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新規設定分)

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	その他	
農業集落排水施設汚泥運搬業務委託(令和4年度)	2,409			令和5年度	2,409				2,409
合 計	2,409				2,409				2,409

提案理由（議案第80号）

提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、翌年度の事業運営に要する契約について、今年度内に締結するため、債務負担行為を設定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
80号	4